

大隅地域ワーケーションガイドブック作成事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

関係人口の創出・拡大を図るとともに、将来的な移住定住者の増加，企業合宿誘致等につなげるため，大隅地域振興局管内（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町及び肝付町。）のワーケーション施設等を地域内外へPRする。

2 委託期間

契約日から令和6年11月29日（金）

3 発行部数

2,000部

4 委託業務内容

(1) ガイドブック作成について

ア 大隅地域振興局管内にあるワーケーション施設（10施設程度）を特集ページにて紹介する。

※ 掲載する施設については，委託者が選定することとする。

イ 大隅地域振興局管内の観光スポット，食等を紹介する。

ウ 大隅地域振興局管内にあるワーケーション施設一覧及び宿泊施設を掲載する。

(2) 取材・原稿について

取材（方法は問わない）を行い，原稿を作成する。

※ ワーケーション施設との調整・確認については，当局にて実施

(3) 撮影について

特集にて掲載するワーケーション施設（10施設程度）の撮影を行うこと。

5 事業完了及び成果の報告

(1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書

(2) 委託事業において作成した成果品及びデータ

ア ワーケーションガイドブック 2,000部

イ PDFデータ及びAiデータ

※ 県HPにアップロードするため，画質・文字の視認性に考慮し，データサイズにも配慮する。

ウ 撮影した写真データ

(3) 報告書の電子データ

6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行うPRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。